

札幌市からのお知らせ

従業員の方の個人住民税は給与から特別徴収してください。

●札幌市では、個人住民税の特別徴収を徹底しております

以下の事由に該当しない場合は、原則として特別徴収としていただく必要がございます。

<例外として普通徴収が認められる事由>

- (1) 毎月の給与が少なく個人住民税を引ききれない
- (2) 給与の支払いがなく個人住民税を引けない月がある
- (3) 前年中の給与支払額が100万円以下である
- (4) 事業専従者である（個人事業主が営んでいる事業所のみ対象）
- (5) 他の事業者で特別徴収を実施する（所得税の乙欄適用者など）
- (6) 退職者又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定である
- (7) 雇用期間が1年以内である

●特別徴収を始めるための手続きについて

令和元年分の給与支払報告書を御提出いただく際に、総括表の報告人員欄に特別徴収者と普通徴収者の人数内訳を記入し、個人別明細書は特別徴収者と普通徴収者に区分して添付してください。

なお、eLTAXを利用して給与支払報告書を提出する場合は、個人別明細書ごとに特別徴収か普通徴収かを選択することとなります。詳しくは、下記の札幌市ホームページを御覧ください。

* 「個人市・道民税（住民税）の給与からの特別徴収について」 ☞ <<http://www.city.sapporo.jp/citytax/kyutoku2.html>>

給与支払報告書の提出等は eLTAX（エルタックス）が便利です。

●eLTAX（エルタックス）とは

インターネットを利用して電子的に地方税の手続きを行うことのできるポータルシステムです。

札幌市では、給与支払者の皆様の申告事務の負担軽減を図るため、eLTAXによる給与支払報告書や異動届出書等の電子申告を導入しております。

無償のeLTAX対応ソフトウェア（PCdesk）や、市販の税務・会計ソフト（eLTAX対応のソフトウェアに限ります）を使って自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じてお手続きいただけます。

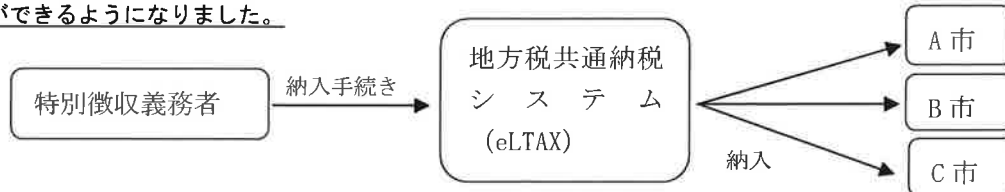
●eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わっています

eLTAX または光ディスクでの給与支払報告書の提出義務の基準が変わったことにより、平成31年度（平成30年分）の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が100枚以上であった場合には、令和3年度（令和2年分）の給与支払報告書はeLTAXまたは光ディスク等で提出する必要がありますので、お早めに御準備をお願いします。

※前々年の「給与所得の源泉徴収票」の税務署への提出枚数が基準以上となるときは、給与支払報告書をeLTAXまたは光ディスク等で提出するよう義務化されています。

●地方税共通納税システムについて

令和元年10月より、地方税共通納税システムの運用が開始されたことに伴い、特別徴収の納入手続きがインターネットを通じて行うことができるようになりました。



従来は、納入書を使用し、金融機関等の窓口にて納入手続きを行っていただいておりますが、地方税共通納税システムを用いれば、インターネットからの納入手続きが可能となるため、金融機関へ足を運ぶ必要がなくなります。

また、一度の手続きで複数の地方公共団体への納入も可能となります。

なお、手数料は無料となっておりますので、どなたでもお気軽に御利用いただけます。

詳しくは、下記のeLTAXホームページを御覧ください。

* eLTAX ホームページ（地方税共同機構） ☞ <<http://www.eltax.jp/index.html>>